



報道機関 各位

特定空家等に対する略式代執行による除却の実施について

市ではこの度、著しく管理不全な所有者不存在の特定空家等について、周辺住民の安全・安心を守るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」）第22条第10項の規定に基づき、以下のとおり略式代執行による除却を実施しました。

なお、東久留米市内での略式代執行は、今回が初めてとなります。

【場所】

東久留米市浅間町二丁目360番5

（住居表示 東久留米市浅間町二丁目9番9号）

【略式代執行 実施内容】

工事期間：令和7年9月26日（金曜日）～9月30日（火曜日）

実施内容：建築物及び付属物の除却、敷地内の立木等の伐採

【略式代執行の理由】

当該特定空家等は、敷地内の立木等が河川側へ越境しており、倒木した場合、河積が阻害され溢水の危険性がありました。また建物は全体的に腐朽しており、外壁材の欠損や、軒・柱の一部も腐朽し破損している状態などが目視で確認でき、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、「著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」および「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」にあり、令和7年3月に空家法第2条第2項に規定する特定空家等と認定しました。

本来であれば、特定空家等の所有者等に対して指導等をすべきところではありますが、相続人がおらず所有者等が不存在の状態であり、また、隣地との境界が狭く、倒壊が発生すれば、周辺住民に対して相当の被害を与える危険性があることから市として市民の安全安心の確保を第一優先とし、空家法第22条第10項の規定に基づき、略式代執行により特定空家等の除却を実施しました。

（次ページに続きます）

【経緯】

- 平成24年10月 近隣宅より家屋部材の剥落等があると情報提供。
通知を送付するも宛所なしで返送。調査開始。
- 平成27年 5月 「空家等対策の推進に関する特別措置法」全面施行
- 平成27年 5月 固定資産税納税者あてに通知するも宛所なしで返送。
- 令和 2年 2月 東久留米市空家等対策計画 策定
- 令和 2年 2月 空家等対策協議会、特定空家等協議部会にて特定空家等
に向けて検討。現地調査、苦情対応繰り返す。
- 令和 2年12月 近隣宅より最後に居住していた人物（所有者の推定相続
人）の氏名を聞き取り、調査を実施。死亡を確認。その後
も、現場調査及び所有者調査を継続。
- 令和 7年 2月 空家等対策協議会にて特定空家等であると判定。
- 令和 7年 3月 所有者等調査を委託。「相続人不存在」と判明。
- 令和 7年 3月 特定空家等に認定
- 令和 7年 5月15日 事前の公告（空家法第22条第10項）を実施
（措置期限：令和7年5月29日）
- 令和 7年 7月30日 除却工事契約締結
- 令和 7年 9月26日 略式代執行宣言（工事着手）
- 令和 7年10月 1日 略式代執行終了宣言

【現地の状況】

手壊しによる建築物等の除却が完了。伐採した立木の根のみ。

代執行前



立木等伐採後



代執行後



■問い合わせ先

環境安全部環境政策課長 浅海 電話042・470・7753